

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 120
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

医療・社会福祉・保育施設等 物価高騰対策応援金のご案内

【支給対象】

○鳥取県内に所在地がある医療機関等、高齢者介護・福祉サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、救護施設、保育施設等を運営する事業者、法人。

※支給は1事業者、施設1回限りです。

※令和8年4月1日までに開設、運営を開始している場合が対象となります。

※医科と歯科でそれぞれの保険医療機関指定がある場合でも、1つの医療機関として開設されている場合は、いずれか一方の保険医療機関として申請してください。

【支給金額】

○施設区分、提供するサービス種別等の区分に応じて変わります。

制度の詳しい内容は鳥取県福祉保健課のホームページをご覧ください。

無床診、歯科診療所……………1施設あたり70,000円

有床診（病床数1床以上19床以下）……………1施設あたり85,000円※2

一般病床1床当り9,000円を加算

療養病床等1床当り5,000円を追加

病院（病床数200床以上）……………1施設あたり235,000円 ※1※2

一般病床1床当り20,000円を加算

療養病床等1床当り14,000円を追加

病院（病床数100床以上200床未満）……………1施設あたり170,000円 ※1※2

一般病床1床当り15,000円を加算

療養病床等1床当り9,000円を追加

病院（病床数100床未満）……………1施設あたり120,000円 ※1※2

一般病床1床当り12,000円を加算

療養病床等1床当り5,000円を追加

歯科技工所……………1施設あたり25,000円

※1 救急告示医療機関1施設あたり120,000円を加算。

※2 食材料費 1床あたり1,700円を加算

※3 令和8年4月1日時点で休床の病床は支援対象にはなりません。

【申請期限】

○令和8年4月10日(金)～令和8年9月30日(水)

※期日に余裕をもたせた申請をお願いいたします。

【手続き】

○様式第1号 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給申請書を

電子メール、郵送又は持参により提出（とっとり電子申請サービスでも可能です）

※申請書は鳥取県ホームページもしくは右記二次元コードからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課

☎ 0857-26-7182

電子メール：iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

